法人案内用

ふるさとひょうご寄附金
～ひょうご若者
被災地応援プロジェクト～

被災地で活躍する若者（ひょうごの）を応援ください

皆様からの寄附を活用し、
県内の高校・大学生など、多くの若者のグループ・団体が、
被災者の暮らしやまちの復興、励ましなど
被災地の復旧・復興を応援する活動を行っています。



兵庫県マスコット
はばタン



清掃活動



井戸掘ボランティア



地域フェスティバル
の開催



イチジク農園の収穫支援



花火大会の運営支援

ふるさとひょうご寄附金事業

ひょうご若者被災地応援プロジェクトとは

近年頻発している災害や、今後起こるかもしれない大災害に備え、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の被災地での災害救援ボランティア活動のノウハウを継承することが必要です。

兵庫県では、若者が被災地で行う活動にかかる経費を助成することで、被災地の復興を支援するとともに、今後の被災地支援を担う人材養成につなげています。

▼詳しくは、県ホームページへ▼

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/wakamono.html

ふるさとひょうご寄附金の申出方法

※詳細はＨＰでご確認ください

ふるさと納税ポータルサイトからお申し込みいただくか、寄附申出書（郵送、ＦＡＸ、電子メール）によりご提出いただけます。

兵庫県ホームページ（兵庫県のふるさと納税「ふるさとひょうご寄附金」）から、兵庫県のふるさとひょうご寄附金に対応しているふるさと納税ポータルサイトをお選びいただけます。

寄附申出書についても県ホームページから入手できます。

【兵庫県ホームページ】

下部ＵＲＬまたはＱＲコードからアクセスしてください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ac02/kihu01.html



税控除について（法人）

■法人税法第37条第３項第１号に規定する「地方公共団体に対する寄附金」に該当し、寄附金額の**全額が損金算入**されます。

■損金算入による**税の軽減効果は約３割**です。
なお、損金算入を行うにあたっては、納税地の所轄税務署への申告が必要となります。
詳しくは、所轄税務署へお尋ねください。

■“ふるさとひょうご寄附金”と“企業版ふるさと納税”は別制度です。

※兵庫県外に本社所在地がある企業については、企業版ふるさと納税による寄附をご検討ください。

企業版ふるさと納税のお申し込みはこちらから

入札参加資格に係る社会貢献評価の対象になります

■県の関係事業に対して、**10万円以上の寄附**を行った場合は、建設工事等**入札参加資格の社会貢献評価数値の項目に加点**されます（２年間）。

※企業版ふるさと納税は加点の対象外です。

■ひょうご若者被災地応援プロジェクトへの寄附も対象になります（県において実績を確認し、要件に該当していれば加点。提出書類不要）。

区　分	点数
建設工事	６点
測量業務	１点
建設コンサルタント業務	１点
設計・監理業務	１点

お問い合わせ先

■ひょうご若者被災地応援プロジェクトのお問い合わせは、**兵庫県県民生活部県民躍動課**　まで

〒650-8567　兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL：078-362-4000　FAX：078-362-3908

■ふるさとひょうご寄附金制度のお問い合わせは、**兵庫県財務部財政課**　まで

TEL：078-362-9061　FAX：078-362-9049